

# 埼玉県地域強靱化計画の進捗状況についての総合的な評価 (令和6年度)

## 取組 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減【危機、福祉】

### 【計画書の記載内容】

地震による建物倒壊や列車転覆事故等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施する。

大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施する。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別避難計画策定の支援等に取り組む。

#### ○ 取組の必要性

大規模な災害や事故などに即応できるよう、実践的な訓練や研修を繰り返し実施し、被害を少しでも軽減する必要がある。

#### ○ 目指す姿

- ・ 消防機関、埼玉DMA T及び埼玉県防災航空隊で構成する埼玉県特別機動援助隊の災害対応力を強化する。
- ・ 県・市町村職員があらゆる危機事案に対処できる体制を確保する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 埼玉県特別機動援助隊においては、令和3年4月から、県内の災害対応力の強化を図ることを目的に、消防の構成機関を一部の消防から県内の全消防本部に拡大した。また、多数傷病者災害を想定した実践的な研修・訓練を累計35回実施した。
- ・ 市町村長向けのトップフォーラムをはじめ、県及び市町村職員を対象に危機管理指導者養成研修などの総合的な危機対応能力の向上を図る研修を実施した。令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研修を規模縮小や中止したが、国民保護図上訓練に加え図上検討会を実施し、関係機関との連携を確保した。令和6年度も引き続き、災害や危機事案に迅速・的確に対応できるように、九都県市合同防災訓練、大規模災害時対応図上訓練、国民保護訓練、帰宅困難者対策訓練及び埼玉版FEMA 図上訓練など、関係機関と連携した訓練を実施した。また、令和6年度から新たに、県災害対策本部の指揮機能の向上を図るため、災害対策本部の各部長を対象とした指揮命令権者演習を実施した。
- ・ 避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画については、全ての市町村で個別避難計画の策定に着手済となった。また、災害対策基本法の改正を受け、市町村に対し、実効性のある個別避難計画策定について、研修を実施した。

## ○ 評価

上述の取組から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、実践的な訓練及び研修を毎年度複数回実施しており、埼玉県特別機動援助隊が大規模な災害や事故に即応できるよう、体制強化に取り組んでいるためである。併せて、想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、実動訓練や図上訓練を繰り返すことによって、県及び市町村職員を含めた関係機関の連携強化に取り組むことができたためである。

## 取組 災害に強い都市づくり【都市】

### [計画書の記載内容]

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、住宅密集地の改善等のまちづくりを推進する。

#### ○ 取組の必要性

災害の発生による市街地火災を抑制するため、延焼対策など災害に強い都市づくりが必要である。

#### ○ 目指す姿

- 令和8年度末までに防火地域又は準防火地域を20地区以上指定し、建物の更新時に不燃化を促進する。
- 令和8年度末までに土地区画整理事業、市街地再開発事業により良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積を、令和2年度から526ha増やし、20,942haとする。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- 防火地域又は準防火地域を日高市など74地区に指定した（累計4,271.4ha）。
- 都市計画区域が定められている県内61市町に対し職員向けの「防火地域又は準防火地域の指定に関する考え方」を配布した。また、県内55市町に対し職員向けの勉強会を実施した。
- 土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積が681ha増加した。
- 市町村の住宅密集地改善計画の策定に向け、埼玉県住宅密集地改善連絡会議を開催し、市町村へ情報提供を行った。
- 令和6年度には、市町村の住宅密集地の特定や改善計画の策定に向け、県による技術的支援を7市町で実施し、累計の実績として10市町18地区が計画策定に至った。

#### ○ 行動指標

- 良好な都市基盤が整備された面積（住宅地や商業地）

策定時 (R2年度末)	最新値 (R6年度末)	目標値 (R8年度末)
20,416ha	20,713ha	20,942ha

(埼玉県5か年計画)

## ○ 評 価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて進んでいるが、令和 6 年度末時点における計画上の計算値 20,830ha に対して実績値 20,713ha であるため、良好な都市基盤の整備については、引き続き努力を要する。防火地域又は準防火地域については、74 地区を指定したため、令和 8 年度末までの目指す姿が実現した。

## 取組 住宅・建築物の耐震化等の促進【福祉、保健、都市、教育、保健】

### 〔計画書の記載内容〕

建築物の耐震化等を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。小中学校施設及び県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進める。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化の支援をする。

#### ○ 取組の必要性

建築物の倒壊による死者・負傷者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 災害発生時に高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保できるよう、施設の状況に併せて必要な対策をとっている施設がより増加する。
- ・ 住宅の耐震化率を令和7年度までに95%とする。
- ・ 耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率を令和8年度までに100%とする。
- ・ 老朽化した県営住宅を建て替える。
- ・ 災害拠点病院の耐震化率を令和6年度までに100%とする。
- ・ 県立学校食堂兼合宿所の耐震化率を令和8年度までに100%とする。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 高齢者施設等について、令和4年度は非常用自家発電設備の整備を5施設、換気設備の整備を1施設、令和5年度は非常用自家発電設備の整備を5施設、給水設備の整備を1施設、令和6年度は非常用自家発電設備の整備を10施設、給水設備の整備を1施設、水害対策に伴う改修を1施設、それぞれ補助を実施した。
- ・ 住宅の耐震化については、リーフレットを作成し耐震改修、ブロック塀の安全対策等の啓発や市町村の補助制度の周知を図り、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震化を促進するため、平成29年度から令和6年度にかけて、耐震診断22棟、改修設計10棟、改修工事8棟に対しての補助を行った。令和4年度は耐震診断3棟、令和5年度は耐震診断2棟、耐震改修設計1棟、令和6年度は耐震改修設計1棟に対して補助を行った。令和6年度末の住宅の耐震化率は94.7%となった。
- ・ 多数の者が利用する民間建築物の耐震化については、所有者への直接訪問による働きかけなどを実施するとともに、耐震診断、改修工事費等に対する助成を実施した。令和6年度末時点で耐震化率95.6%となった。

- ・ 県立学校の食堂兼合宿所の耐震補強工事を実施し、令和4年度末時点で耐震化率100%となった。
- ・ 市町村立小中学校施設については、校舎、体育館等の構造体の耐震化が平成29年度までに完了した。
- ・ 平成29年度から令和6年度にかけては述べ17団地1,074戸（令和6年度は1団地77戸）の県営住宅の建替えを行い、令和6年度末時点で耐震化率は100%である。
- ・ 社会福祉施設の耐震化については、耐震化促進補助を活用して耐震化を進め、令和元年度末時点で耐震化率95.4%となった。
- ・ 災害拠点病院の耐震化については、耐震化率100%を達成している。なお、災害拠点病院以外の病院の耐震化も促進しており、医療施設耐震整備事業補助金を令和4年度は2病院、令和5年度は2病院、令和6年度は2病院に交付した。また、耐震性のない病院に対し、医療施設耐震整備事業補助金の周知を図った。

#### ○ 行動指標

- ・ 耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率

策定時 (R2年度末)	最新値 (R6年度末)	目標値 (R8年度末)
94.4%	96.5%	100%

(埼玉県5か年計画)

#### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、住宅の耐震化及び耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率が上がっており、耐震化が進捗しているからである。また、災害時の病院機能確保のため、医療施設耐震整備事業補助金を活用し、2病院が耐震化したからである。

## 取組 警察の災害対応力の強化【警察】

### [計画書の記載内容]

防災週間等と合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊ごとの個別訓練、九都県市合同防災訓練等の他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化する。

#### ○ 取組の必要性

警察で災害対応に遅延が発生しないように、防災訓練等により災害対応力を強化する必要がある。

#### ○ 目指す姿

- ・ 発災時に防災関係機関と緊密に連携し、災害警備活動を迅速に行えるよう、災害対応力の強化に努める。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 自治体や消防機関と各種訓練を実施して、平時から顔の見える関係を構築した。
- ・ 整備した救助用ボートを使用した水害対応訓練や災害活動用資機材の習熟訓練を反復するなど、職員個々の災害対応力の向上を図った。
- ・ 令和4年度は関東管区広域緊急援助隊合同訓練の実施、令和5年度は警察航空機等多数機連携による救出救助訓練や九都県市合同防災訓練への参加、令和6年度は官民合同水難救助訓練の実施や九都県市合同防災訓練へ参加した。他にも年間を通して合同訓練や個別訓練を実施し、災害対応力の強化と共に防災関係機関との関係醸成を図った。

#### ○ 評価

上述の取組から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、警察の個別訓練のみならず、他機関主催の訓練にも参加することで、消防、自衛隊、その他防災関係機関との関係醸成及び災害対応力の強化を図っているためである。

## 取組 自助と共助による地域単位の防災力の向上【危機】

### [計画書の記載内容]

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施する。家具の固定を促進するため、民間団体との連携を進める。

#### ○ 取組の必要性

災害における被害を最小限にとどめるため、事前の備えとして、3つの自助の取組の普及を図る必要がある。

#### ○ 目指す姿

- ・ 県民が「3つの自助」に取り組んで災害時の被害を出来る限り軽減させている。

#### ○ 令和元～令和6年度の取組

- ・ 3つの自助の考え方を県で養成したインストラクターや市町村職員による出前講座を実施した。なお、令和2、3年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で大きく減少したが、新規マニュアルブック（地震時の行動編）の作成や既存のマニュアルブックを使用した研修を実施するなど、啓発や人材育成に努めた。また、令和3年度には新規マニュアルブックを希望する6町村の各世帯（38,300部）に配布した。
- ・ 建設業関係団体と連携し、県民の家具固定化の取組を支援する「家具固定サポーター登録制度」を実施している。登録数は、令和6年度末時点で、120件である。

#### ○ 関連指標

- ・ 家具固定の実施率

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
66.0%	70.3%	65%以上を維持

#### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、令和6年度も令和5年度に引き続き、イツモ防災講座を実施したからである。（令和6年度イツモ防災講座345回実施）

## 取組 災害情報の共有と県民への適切な提供【危機、県土】

### [計画書の記載内容]

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供する。

災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

#### ○ 取組の必要性

県民の避難行動を促すため、防災関係機関と災害に関する情報を共有し、様々な情報を迅速、的確に伝達する必要がある。

#### ○ 目指す姿

- ・ 洪水時における水防団の迅速な水防活動や住民の自主的な避難行動を促すための河川防災情報について、正確かつ分かりやすく提供していく。
- ・ 災害オペレーション支援システムを活用し、防災関係機関との災害情報の共有を図り、適切な避難情報の発信と共有を行う。

#### ○ 令和元～令和6年度の取組

- ・ 水位計を令和6年度は4箇所増設し、累計389箇所設置した。
- ・ 河川監視カメラを令和6年度は32箇所増設し、累計234箇所設置した。
- ・ 「埼玉県川の防災情報」を通じて、県民に水位等の観測情報を提供した。令和4年度は本ウェブページをリニューアルし、令和5年度は河川情報空白地帯解消のため、水位計と河川監視カメラを増設し、公開した。令和6年度も引き続き、水位計と河川監視カメラなどの更新及び増設を行い、ウェブページの改修を行った。
- ・ 「川の防災情報メール」を県公式LINEアカウントからも配信できるようにした。
- ・ 災害オペレーション支援システムについて、避難勧告等に関するガイドラインが改定され、避難情報に「災害発生情報」が追加されたことを受け、システム改修を実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症蔓延期における災害に備え、「避難所の混雑状況」をLアラートに発信できるよう、システム改修を実施した。
- ・ 災害対策基本法等の改正案を踏まえ、「避難勧告」が「避難指示」へ一本化されることを受け、システム改修を実施した。
- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル（作成例）」を改正・周知した。
- ・ 基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）を活用し、県、市町村以外の機関が保有する様々な情報を災害オペレーション支援システムの地図上に展開、共有し可視化することにより、迅速な災害対応を支援することができた。

- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練を行い、システムや運用課題の洗い出しを行った。
- ・ 水位計や河川監視カメラの維持管理について、保守点検契約を令和7年2月より締結し、適切に管理を行っている。

### ○ 評価

上述の取組から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、目標としている河川の水位や降雨状況の観測情報提供ができたためである。併せて、災害オペレーション支援システムを活用し、防災関係機関との災害情報の共有を適切に図ることができたからである。

## 取組 災害時医療体制の確保【保健、県土】

### [計画書の記載内容]

平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進める。D M A Tの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をする。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する災害時連携病院を指定し、患者受入体制を強化する。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備等を進める。

#### ○ 取組の必要性

大規模災害が発生した場合には医療需要が急激に増加することから、医療資源を最大限活用することが必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 大規模災害が発生した場合には、限られた医療資源を最大限活用し、発災後の時間経過に応じた適切な医療を提供する。そのために、平時から災害を念頭に置いた医療関係機関や防災関係機関との連携体制を構築する。
- ・ 幹線道路の整備、道路網の多重化による高次医療機関等へのアクセス強化、搬送時間の短縮を図る。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 関東ブロックDMA T訓練等に参加し、災害時における他県との連携について確認した。
- ・ 災害時小児周産期リエゾン、地域災害医療コーディネーターを随時指定し、災害時に医療を円滑に行う体制を整備した。
- ・ 災害医療コーディネーター等を対象とした実践的な研修を実施した。
- ・ 災害時の対応を迅速に行うため、二次保健医療圏ごとに新たに地域災害保健医療調整会議を設置し、会議の構成員を対象とした実践的な訓練を実施した。
- ・ 埼玉県独自のDMA T養成研修を実施した。
- ・ 飯能寄居線、練馬所沢線、国道125号栗橋大利根バイパス、幸手境線、久喜騎西線、日高川島線を供用開始した。令和5年度は、国道254号和光富士見バイパスの部分供用を行い、高次医療施設へのアクセス性向上に寄与した。また、国道140号大滝トンネル、国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、円滑な交通の確保と災害時の支援ルート多重化に取り組んだ。令和6年度は久喜騎西線の供用により、医療施設へのアクセス性向上に寄与した。また、国道140号大滝トンネルや国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、円滑な交通の確保と災害時の支援ルート多重化に取り組んだ。
- ・ 災害拠点病院に対して、施設や設備等の整備を支援した。
- ・ 地域災害保健医療対策会議研修・訓練を令和4年度は7つ、令和5年度は4つの二次保健医療圏で実施した。令和6年度は本県を想定被災地とした大規模地震時医療活動訓練を実施した。

- ・ 災害時連携病院を27病院指定した。

## ○ 関連指標

- ・ 医療施設（病院・診療所）の医師数

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
13,057人	13,863人	16,343人

- ・ 災害時連携病院の指定数

策定時 (令和5年1月)	最新値 (令和6年度末)	目標値 (令和8年度)
18病院	27病院	35病院

- ・ 埼玉DMATのチーム数

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度末)	目標値 (令和5年度)
42隊	74隊	60隊

## ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、新たな災害時連携病院の指定や災害拠点病院施設整備事業補助金の活用により、災害時の患者受入体制を強化したためである。また、大規模地震時医療活動訓練の実施により、医療関係機関や防災関係機関との連携体制を強化したためである。医師数については目標との乖離が大きいですが、災害時連携病院は目標達成に向け順調に増加しており、DMATチーム数は目標を達成している。

## 取組 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保【保健】

### [計画書の記載内容]

平常時から市町村とともに標準的予防策の徹底を啓発するとともに、消毒薬等の医薬品の備蓄を進める。さらに、感染性の強い疾病の発生に備え、資材の備蓄を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本県の社会経済に著しい影響を与えたことを教訓に、平常時から体制を強化し、感染症の感染拡大を未然に防ぐため、感染症対策に精通した感染症専門人材の育成・確保に努める。

#### ○ 取組の必要性

災害時に医療需要が急激に増加する中、感染症発生による更なる医療需要の発生を回避する必要がある。

#### ○ 目指す姿

- ・ 感染症の流行に備えて、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるための体制の構築を図る。
- ・ 研修受講者が中心となり、県内すべての入院医療機関内で平常時から効果的な感染症対策が実施されることを目指す。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 医薬品の備蓄については、備蓄目標量である102.17万人分の抗インフルエンザウイルス薬を県内倉庫に備蓄を行った。
- ・ 資材の備蓄については、新型コロナウイルス感染症の関係もあり、各医療機関が診療や検査を行うに十分な備蓄を推進した。
- ・ 令和5年度は、県内医療機関に勤務する医療従事者を対象として、研修会を3期開催した。1期につき60名募集したところ、3期の合計で205名の応募があり、161名が受講した。令和6年度は150名の応募があり、130名が受講した。

#### ○ 関連指標

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄目標量である102.17万人分備蓄する。

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (毎年度)
100.49万人分	目標量(102.17万人分)を達成	102.17万人分

- 感染症専門研修受講者数（埼玉県5か年計画）

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
0人	434人	542人

- 感染症専門研修受講者数（埼玉県地域保健医療計画）

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
0人	434人	542人

### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進捗している。国から示された県備蓄の目標量（102.17万人分）を達成済みであり、また、感染症専門研修受講者についても、令和6年度末の時点で434人と、令和8年度の目標を達成見込みである。

## 取組 道路施設の耐震化等による安全性の向上【農林、県土】

### [計画書の記載内容]

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進める。

#### ○ 取組の必要性

救命活動、緊急輸送、復旧活動を迅速に実行するため、橋りょうの耐震化や計画的な修繕、更新を進める必要がある。

#### ○ 目指す姿

- 平成8年より古い基準で建設された、耐震補強が必要な橋りょうの耐震補強率について、令和8年度末までに85.8%を達成する。
- 橋りょう保全計画に定められた橋りょうの修繕や更新を計画的に進め、県管理道路の安全性を高める。
- 森林管理道施設の長寿命化推進およびメンテナンスサイクルの構築とその執行を進める。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- 県管理道路において、令和6年度に7橋の耐震補強が完了し、平成8年より古い基準で建設された耐震補強が必要な橋梁の耐震補強率は、78.5%（333橋／424橋）となった。
- 令和6年度は橋りょう保全計画に定められた62橋の修繕に着手し、54橋の架換えを推進し、県管理道路の安全性向上に取り組んだ。
- 埼玉県森林管理道施設長寿命化計画に基づき、令和6年度は5路線9箇所、平成29年度から令和6年度にかけて8路線24箇所の長寿命化事業を実施し、通行者の安全確保を進めた。また、個別施設計画策定の助成を令和6年度は4市町村に行い、延べ20市町村1組合についてメンテナンスサイクルの構築を促した。

#### ○ 関連指標

- 平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率

策定時 (令和3年度末)	最新値 (令和6年度末)	目標値 (令和8年度末)
72.9%	78.5%	85.8%

#### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率については、令和8年度末までに85.8%を目指しており、目標達成のために年度ごとの目標値を掲げてい

る。橋長が長く対策箇所が多いなどの理由で耐震補強の完了に長期間を要している橋りょうもあるが、令和6年度末時点では、年度目標値78.5%を達成している状況であり、計画どおりに完了数が推移していることから最終的に目標を達成できる見込みである。

## 取組 道路ネットワークの整備・通行の確保【県土、都市】

### [計画書の記載内容]

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事等への支援や電線類の地中化、路面下空洞調査等を行う。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、未接続道路等を整備する。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

#### ○ 取組の必要性

災害時における道路の通行確保に向けて、平常時から道路の安全点検や連絡体制の構築、環境整備に努めるとともに、災害時の道路啓開体制の強化を進める必要がある

#### ○ 目指す姿

- ・ 幹線道路の未接続箇所の整備、道路網の多重化による防災活動拠点等へのアクセスを強化する。
- ・ 現道の拡幅やバイパス整備による高速道路等へのアクセスを強化する。
- ・ 県管理道路における電線類地中化整備延長について令和8年度末までに65.7km以上を実施する。
- ・ 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化を推進する。
- ・ 県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度を、令和8年度末までに32.0km/hとする。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 道路啓開計画について、発災時における初動活動の円滑かつ確実な実施体制を確保するため、道路管理者及び関係者による検討会や調整会議により、課題の抽出や連携強化を図るとともに、道路管理者および建設業協会などによる道路啓開訓練を実施し、実効性を高めた。
- ・ 飯能寄居線、練馬所沢線、国道125号栗橋大利根バイパス、幸手境線、久喜騎西線、日高川島線を供用開始した。令和5年度は、国道254号和光富士見バイパスの部分供用や国道407号鶴ヶ島日高バイパスの供用を行い、防災活動拠点等へのアクセス性向上に寄与した。また、国道140号大滝トンネル、国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、災害時の支援ルートの多重化、インターチェンジへのアクセス性向上に取り組んだ。令和6年度は（都）越谷吉川線の4車線化により、災害時における道路の通行確保に寄与した。また、国道140号大滝トンネルや国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、災害時の支援ルートの多重化やインターチェンジへのアクセス性向上に取り組んだ。
- ・ 県管理道路の電線類の地中化において令和6年度中に0.8kmの整備を行ない、令和5年度末時点で整備延長が60.7kmとなった。
- ・ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、県及び特定行政庁市による協議会において情報共有を図った。緊急輸送道路を塞ぐおそれのある民間建築物の耐震化

を促進するため、平成29年度から令和6年度にかけて、耐震診断16棟、改修設計5棟、改修（除却・建替含む）工事7棟に対して補助を実施した。令和6年度は建替工事1棟、除却工事1棟に対して補助を行った。

- 耐震診断・改修工事費等に対する助成、緊急輸送道路の沿道建築物の所有者へ直接訪問による働きかけを実施し、耐震化に向けた啓発を行ったが、県が重点的に耐震化を進めている重点路線においては対象建築物58棟のところ、令和6年度末時点で耐震診断済が36棟、耐震化済が24棟にとどまっている。

#### ○ 行動指標

- 県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度

策定時 (令和元年度末)	最新値 (R5年度末)	目標値 (R8年度末)
19.2 km/h	24.3 km/h	32.0 km/h

(埼玉県5か年計画)

#### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けておおむね順調に進んでいるものと評価している。

県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度については、必ずしも年度ごとに一定値で上昇するものではなく、関連する「県管理道路の整備延長」が目標を達成しているため、最終的に目標を達成できる見込みである。

「県管理道路の整備延長」については、令和8年度末までに1749.4kmを目指しており、目標達成のために年度ごとの目標値を掲げている。令和6年度末時点では、年度目標値1717.2kmを上回る1720.2kmを達成している状況であり、今後も計画的に進めるため、最終的に目標を達成できる見込みのためである。また、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化に関しても、所有者に個別に働きかけを行うなどした結果、補助制度を2件利用するなど、耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率が1年間で0.5%増加し、耐震化が進捗しているためである。

## **取組** 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化 【環境、農林、下水】

### [計画書の記載内容]

下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を市町村とともに進める。市町村が実施する公共下水道の未普及解消や、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から生活排水を全て処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換に対する支援を行う。

災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行う。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施する。

災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。また、被災時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。

#### ○ 取組の必要性

災害時においても、汚水処理の停止による衛生状態の悪化を回避するため、汚水の適切な処理と施設の災害対応力強化が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 令和7年度までに生活排水処理率が100%となる。
- ・ 下水道による生活排水処理人口普及率が令和7年度末までに86.7%となる。
- ・ 既設の農業集落排水施設について、市町が適時適切な補修工事等を行うことにより、施設の機能を維持し、農村地域の生活環境の向上を図る。
- ・ 関連団体の連携を強化し、災害時でも円滑に要請や支援が行えるような体制を整備する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 合併処理浄化槽の補助を行った（個人設置型は5,938基、公共浄化槽は660基）
- ・ 令和6年度末の生活排水処理人口普及率は94.3%となった。平成29年度の91.7%から2.6ポイント（年平均約0.4ポイント）増加した。
- ・ 水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を定め、県内主要河川（44河川、94地点）の水質測定を実施し、その結果を公表した。
- ・ 下水道については未普及解消に取り組む市町村に対する整備促進の技術的支援と国の交付金の活用を進めた。
- ・ 農業集落排水については彩の国ゆたかなむらづくり整備事業を活用し、令和6年度は農業集落排水処理施設の補修工事9地区、機能診断3地区、維持管理適正化計画策定2地区を実施した。

- 県下水道局、市町・組合、埼玉県下水道公社、包括的民間委託事業者、災害時支援協定締結団体が参加した大規模災害を想定した実動訓練を実施し、被害状況の報告や支援要請の手順等の課題を抽出・検討を行った。

### ○ 関連指標

- 生活排水処理人口普及率（速報値）

策定時 (令和3年度)	最新値 (令和6年度末)	目標値 (令和7年度)
93.6%	94.3%	100%

- 汚水処理人口普及率（埼玉県生活排水処理施設整備構想）

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
93.1%	94.3%	100%

- 水循環センターの流入から放流まで最低1系列の耐震化（埼玉県下水道局ストックマネジメント計画）

策定時 (令和3年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
22.2%	66.6%	77.8%

- 全てのポンプ場の耐震化又は耐震化が困難なポンプ場はバイパス化（埼玉県下水道局ストックマネジメント計画）

策定時 (令和3年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
54.5%	68.1%	100%

- 緊急輸送道路下にある小口径管路（埼玉県下水道局ストックマネジメント計画）

策定時 (令和3年度)	最新値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
82.1%	100%	100%

### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けておおむね順調に進んでいるが、生活排水処理人口普及率については努力を要するものと評価している。

なぜなら、生活排水処理率については、概ね5年後に目指す姿（令和7年度までに生活排水処理率100%を目標とする。）に対し、令和6年度末 94.3%（速報値）であるためである。

他の指標については令和6年度時点で、概ね当初の予定どおりの進捗状況であり、「達成見込み」と評価するからである。なお、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業に

については、県全体の農業集落排水の普及率は令和2年度時点で100%達成している。他にも、関連団体の連携を強化し、災害時でも円滑に要請や支援が行えるような取り組みを行っている。

## 取組 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【保健、企業】

### [計画書の記載内容]

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援する。

県営水道では、水質が安全であることを確認するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取水してからは毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。さらに、安全な水を供給するため、県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強を進める。

#### ○ 取組の必要性

災害の発生により給水停止が長期化する事態を回避するため、安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 基幹管路の耐震適合率を令和7年度末に55.0%を目指す。
- ・ 災害や水質事故時でも水源の水質を把握し、適正な浄水処理を実施する。
- ・ 水道施設の耐震化を図り、地震に強い水道を構築する。
- ・ 将来にわたり水質基準に適合した安全な水を供給するため県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。
- ・ 令和8年度までに、備蓄水量を704万人分確保する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 水道施設の耐震化や更新を推進するため、補助事業に関する説明会の開催や個別相談・立入検査を通じて、水道事業者への指導・助言を実施した。基幹管路の耐震適合率（水道事業者及び県営水道を合わせた割合）は、令和5年度末時点で50.1%となり、平成28年度末時点の43.0%から、7.1ポイント増加した。
- ・ 県営水道については、水源水質の定期的な監視、毒物監視装置による水源河川の常時監視を進めた。
- ・ 県内5浄水場の水処理施設の耐震補強を実施し、114施設全ての耐震化が完了した。令和6年度には、行田浄水場着水井耐震化等関係工事が完了した。これにより、継続して浄水処理が可能となった。
- ・ 平成29年度に大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場の貯水タンクを増設し、令和3年度は高倉中継ポンプ所の貯水タンクを増設した。
- ・ 大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業については、令和6年度は基礎杭工事を完了し、高度処理施設本体工事の完了に向け鋭意施工中である。

○ 行動指標

- ・ 備蓄水量の確保

策定時 (R 2年度)	最新値 (R 6年度末)	目標値 (R 8年度)
685万人分	688万人分	704万人分

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んでいる。

なぜなら、備蓄水量の確保については、県内5浄水場の水処理施設の耐震化完了に伴い、備蓄施設への補給体制が確保されたことから、施設整備について努力を要するものの、備蓄水量の確保は達成できたといえるからである。

また、基幹管路の耐震適合率は着実に上昇しているものの、同様のペースで進捗した場合、残り2年で5%程度上昇させることは困難だと見込まれる。(令和5年度時点で50.1%、令和7年度目標は55%)国は令和6年度に「上下水道一体での耐震化」に取り組む方針を示し、各事業者に対しても計画的な対応を求めているが、この方針に沿って耐震化を行う場合は、基幹管路以外についても耐震化を進める必要が生じるため、指標として設定している基幹管路だけで見た場合に進捗が遅れることが想定される。

## 取組 避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機、保健】

### 〔計画書の記載内容〕

災害時公衆衛生活動マニュアルに基づき、平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や職員派遣に関する整備等を進める。

平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める。避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う。

災害時の新型コロナウイルス感染症対策に当たり「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に沿ったマニュアル策定を支援する。

#### ○ 取組の必要性

災害の発生により避難所の生活環境が悪化する事態を回避するため、避難所の公衆衛生と生活の質の確保が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 全保健所において、災害時公衆衛生活動マニュアルに基づいた訓練や研修を行う。さらに、地域の医療機関や行政機関等と連携することにより、災害による被害者を最小限に抑える。
- ・ 災害時に飼い主とともに避難する動物を受け入れる避難所が各市町村にあることで、安心してペットを連れた避難が行われ、避難所では飼い主による避難動物の適正な飼育管理が行われる。
- ・ 継続的な情報提供や研修を通して、市町村の避難所運営マニュアルの見直しを促進する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 県内の拠点保健所を中心に、大規模災害を想定したシミュレーション訓練を実施し、急性期と慢性期、それぞれに焦点をあて、医療機関、消防、警察、行政機関等の職員との連携構築を図った。令和6年度も拠点保健所を中心とした大規模災害を想定した訓練を実施した。また、令和6年能登半島地震に際して、保健師等の派遣を行った。
- ・ 地域の災害時保健医療体制の充実・強化を図るため、「災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針」を定めた。
- ・ 県内保健所及び保健医療部内関係課職員を対象として、地域における災害時医療体制の整備や各保健所での取り組みに関する情報交換会を開催した。
- ・ 令和5年度に、データ通信機能付き衛星携帯電話を保健医療政策課及び県内13保健所に整備した。
- ・ 国が開催するDHEAT研修ファシリテーター研修に2名派遣し、修了者がDHEAT研修を運営、ファシリテートする形でDHEAT基礎研修を実施した。
- ・ 避難所での動物受入れ体制整備を行う市町村を支援するため、平成30年度及び令和元年度に市町村防災担当課職員等を対象とした動物防災研修会を開催すると

もに、令和2年6月に市町村・避難所管理者向け「ペット同行避難ガイドライン（避難所運営編）」を市町村に提供した。

- ・ 県民への啓発については、動物愛護週間に実施する啓発キャンペーンや各種イベントの機会を活用し、パネル展示やリーフレット配布することに加え、令和3年12月には一般飼い主向け「ペット同行避難ガイドライン」をHP等により公表した。
- ・ 令和6年度には、九都県市合同防災訓練等にブース出展（計3回）を行った。
- ・ 災害時動物救護活動ボランティア登録制度により募集したボランティア登録者数が322名となった。（令和6年度末時点）
- ・ 令和5年度末時点で、県内全63市町村が地域防災計画においてペットを同行した避難者を避難所で受入れを表明していることを確認した。
- ・ 令和6年度には、外部有識者を講師に県及び市町村職員とボランティアを対象としたペット防災研修会を開催した。（会場開催及びオンデマンド配信）
- ・ 市町村に対して、県で作成した「避難所の運営に関する指針」を示し、会議等を通じて作成について働きかけ、マニュアル作成率は平成30年度末時点で100%となった。
- ・ 「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」を策定し、適宜市町村に情報共有するとともに、マニュアルの見直し等を支援した。また、令和5年度は災害時の感染症対策にあたり避難所の運営に関する指針の別冊子である「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」を廃止し、感染症対策全般として指針本編に盛り込む改正等を行い、市町村のマニュアルの見直しを支援した。令和6年度は新たに「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を作成し、災害時に市町村がジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営ができるよう支援した。
- ・ 県保健所を対象に、災害時公衆衛生活動マニュアルに基づき、衛星携帯電話を用いて保健所間及び保健医療政策課との通信連絡訓練を行った。

## ○ 関連指標

- ・ 災害時公衆衛生活動マニュアルに基づく訓練の実施率

策定時 (令和3年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
77%	100%	100%

## ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、当初の計画通り、災害時公衆衛生活動のための体制整備事業を行い、災害時公衆衛生活動マニュアルに基づく訓練の実施率も100%となっているからであ

る。また、県内 63 市町村が、地域防災計画にて避難所でのペット受入れを記載した他、避難所の開設・運営マニュアルの改定に留まらず、県が周知した標準手引き等を参考に県内市町村でジェンダー視点を取り入れた避難所のレイアウトの作成が進んでいる。

## 取組 平常時からの産業創出【産労】

### 〔計画書の記載内容〕

本県の「稼げる力」を強化するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む事業者に対するデジタル技術の活用支援や、製品開発及び実証の支援などを行うとともに、本県への企業立地を促進する。立地企業に対しては操業前後のフォローアップを行い、企業の要望を適切に関係機関につないでいく。これにより企業の集積や操業環境の向上を図る。

#### ○ 取組の必要性

災害の発生により、生産力が大幅に低下する事態を回避するため、平常時から強い産業の創出が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 県内中小企業の稼げる力につながる技術開発支援を継続的に実施する。
- ・ デジタルデータ（3D データ）を活用したものづくりが広く製造業に浸透して設計→試作→生産のデジタル化による開発期間の短縮や、柔軟かつ迅速な生産立ち上げが可能となり、企業の競争力が高まる。
- ・ 令和4年度～令和8年度の累計で新規に250件の企業が立地する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 平成26年度から令和2年度までに企業主体の研究開発に対して131件、中長期に製品化を目指す産学連携の研究開発に対して72テーマ採択している。
- ・ 平成26年度から令和5年度までの先端産業支援により、137件が製品化された。
- ・ 令和3年度にデジタル技術活用製品開発費補助金について7件採択した。
- ・ 令和4～6年度に次世代ものづくり技術活用製品開発費補助金について、39件採択した。このうち、令和6年度については13件採択した。
- ・ 令和6年度にデジタルものづくり環境を活用した試作支援を125件行った。令和2年度～令和6年度までの累計支援件数は、747件となった。また、DX推進セミナーや各種研修を実施し、県内企業の支援を行った。
- ・ 本県の立地優位性を生かし、雇用や投資の効果の高い分野の企業を重点的に誘致するため、企業の様々なニーズに対応した誘致活動を行った。
- ・ 新規の企業立地について、令和6年度は53件であった。毎年度50件以上の企業立地を達成しており、令和4年度～令和6年度の累計で166件となった。

○ 行動指標

- ・ 新規の企業立地件数

策定時 (R 4年度)	最新値 (R 4～6年度)	目標値 (R 4～8年度累計)
-	166件	250件

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、新規の企業立地件数については直近5年間（令和2年度～令和6年度）ではいずれも目標値を上回っており、今後も市町村や金融機関等と連携して活動していくからである。

## 取組 金融機能・産業機能の維持【産労】

### [計画書の記載内容]

県産業振興公社と連携して、県内中小企業に対し、セミナーやホームページでの広報によりBCPの普及を進めるとともに、策定を希望する中小企業への個別支援を行う。

県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）により、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

#### ○ 取組の必要性

災害発生時において、経済活動の機能を維持するため、金融機能・産業機能の維持が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 県内中小企業におけるBCP策定への意識向上のため、事例集作成やセミナー開催による支援を行う。
- ・ 災害発生時に県制度融資の迅速な融資により被災企業の事業継続を支援する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 県産業振興公社や包括連携協定を結んだ損害保険会社と連携してBCPセミナーを実施した。
- ・ BCPの策定を希望する企業に対して個別支援を実施し、支援企業においてBCPが策定された。また、令和2年以降、489件の事業継続力強化計画策定を支援した。
- ・ 被災時の民間企業の事業継続を支援するため、県制度融資における経営安定資金の融資枠を十分に確保し、事業者の資金需要に万全を期した。
- ・ 経営安定資金（災害復旧関連）などの県制度融資について、ホームページやパンフレット等により周知した。
- ・ 東日本台風で被害を受けた中小企業に対し、緊急融資枠を設けるとともに、融資限度額を引き上げることで、災害復旧に向けた円滑な資金調達を支援した。

#### ○ 評価

上述の取組から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。セミナーの開催や個別支援等、県の支援を受けてBCPを策定する県内中小企業の数、計画当初から比べて増加しているからである。また、県制度融資（災害復旧関連）の融資枠を十分に確保したことにより、被災時の民間企業に対して、事業継続の支援を実施できたからである。

## 取組 空き家対策の促進【都市】

### [計画書の記載内容]

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援する。

#### ○ 取組の必要性

災害の発生により市街地の各所で火災が発生した場合、大規模延焼に至らないようにするためには、空き家対策が必要である。

#### ○ 目指す姿

- 市町村の老朽空き家対策及び空き家利活用対策が進んでいる。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- 県、市町村、関係団体で構成する「埼玉県空き家対策連絡会議」を通じて市町村に空家等対策計画作成、空き家バンク設置等を働きかけた。
- 空き家等対策及び所有者不明土地対策の一体的・総合的な対策を促進するため、令和7年2月に「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡連絡会議」に改組した。
- 空家等対策計画を策定している市町村は令和6年度末時点で52市町村であり、老朽空き家がもたらす問題に総合的に対応する体制を整えた。
- 空き家バンクが設置された市町村は、令和6年度末時点で55市町村となった。

#### ○ 関連指標

- 空き家対策連絡会議の開催回数

策定時 (令和3年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (毎年度)
2回	2回	2回

- 空き家対策計画を策定した市町村数

策定時 (令和2年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
累計41市町村	累計52市町村	累計50市町村

#### ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、空き家対策連絡会議の開催回数については毎年度2回を達成しており、また、空き家対策計画を策定した市町村数についても、令和7年度末までの目標値である空家対策計画を策定した市町村数の50市町村を達成しているためである。

## 取組 農業用ため池等の防災対策【農林】

### [計画書の記載内容]

防災重点農業用ため池245か所について、地震・豪雨耐性評価等を実施し、対策が必要な箇所については、対策工事等を進める。

大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合、担当職員以外でも災害発生時の対応ができるよう、災害対応事務や連絡系統の確認を行う。

#### ○ 取組の必要性

地震や豪雨で農業ため池の施設が損壊することにより農業ため池の水の流出する事態を回避するため、農業ため池等の防災対策が必要である。

#### ○ 目指す姿

- ・ 地震・豪雨体制評価等の結果、所定の基準を下回ったため池について防災対策を進める。
- ・ 農業用ため池の防災情報連絡体制を整備する。

#### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 所定の基準を下回った防災重点農業用ため池19箇所について対策工事を実施した。令和6年度末で12箇所のため池が防災対策を完了し、7箇所が実施中となっている。
- ・ 県内の防災重点農業用ため池244箇所ではハザードマップを作成した。
- ・ 全ての防災重点農業用ため池において緊急事態に備えた連絡網を作成し、大規模地震により広範囲でため池等に被害が発生した場合を想定した災害対応事務や連絡系統の確認を行った。また、ため池以外の農業水利施設についても、連絡系統の確認を行った。

#### ○ 評価

上述の取組から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、毎年度上がってくる地区数や事業要望に対して、要望に沿う形で対策を実施しているからである。また、農業用ため池の耐震対策等については令和7年度までの対策着手目標50箇所のうち、令和7年度時点で47箇所が着手済みであるためである。

## 取組 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【農林、県土、都市】

[計画書の記載内容]

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行う。堤防やダム等を定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うとともに、著しく河積阻害となる河道内の堆積土砂の撤去や樹木の伐採など適切な維持管理を実施する。このほか、浸水被害による内水排水機場の機能喪失を防ぐため、耐水化対策の検討・取組を行う。雨水を地中に浸透させる取組も行う。

流域治水への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用などを推進する。

防災重点農業用ため池245か所について、地震・豪雨耐性評価等を実施し、対策が必要な箇所については、対策工事等を進める。

### ○ 取組の必要性

地震や超過降雨による洪水調整機能の大幅な低下や大規模な被害の発生を防ぐため、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化が必要である。

### ○ 目指す姿

- ・ 河川整備が完了した延長を令和8年度までに629kmから640kmへ増加する。
- ・ 流域治水対策の取組により、人命・財産の被害を防止・最小化する。
- ・ 地震・豪雨耐性評価等の結果、所定の基準を下回ったため池について防災対策を実施する。

### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 令和6年度は1.9kmの河川整備が完了し、整備が完了した河川の延長は637.3kmとなった。
- ・ 令和6年度に国庫補助（都市防災総合推進事業）を活用し、4市2町の防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援した。
- ・ 調節池の6箇所供用開始、排水機場18施設（累計61箇所）及びダム3施設（累計18箇所）の長寿命化工事の実施、雨水浸透柵を698基設置した。なお、うち令和6年度実績は、排水機場10箇所及びダム3箇所の長寿命化工事の実施、雨水浸透柵を55基の設置である。
- ・ 防災重点農業用ため池12箇所の防災対策工事が完了した。
- ・ 県において校庭貯留や雨水流出抑制施設設置の取組を進めるとともに、流域治水協議会等の機会を活用して、市町村に対し校庭貯留等の雨水貯留施設の整備や田んぼダム等の取組の促進を図った。

## ○ 関連指標

- ・ 河川整備が完了した河川の延長

策定時 (令和4年度末)	最新値 (令和6年度末)	目標値 (令和8年度末)
631.8 km	637.3 km	640 km

- ・ 治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数

策定時 (令和4年度末)	最新値 (令和6年度末)	目標値 (令和4～8年度累計)
12棟	54棟	400棟

## ○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

評価の理由は、河川整備が完了した延長については、最新値が年度目標以上の水準にあり、順調に推移しているためである。令和8年度末までに640kmへの増加を目指し、今後も集中的に河川整備を進めていく。

・ 床上浸水被害が解消する件数については、予定していた一部の整備箇所の完了が遅れたため、年度目標の60棟を下回ったが、概ね計画どおりに推移している。令和8年度末の目標値とする400棟の達成に向け、河道整備や、浸水被害の解消に広域的な効果が発現される調節池の整備を引き続き進めていく。

## 取組 防災活動拠点等の強化【危機、県土】

[計画書の記載内容]

災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。

災害対策本部となる庁舎等の防災拠点施設の耐震化・エネルギーの多重化を進める。

防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路等を整備し、ルートのも多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

### ○ 取組の必要性

行政自らが被災した場合においても、災害対策本部等が迅速かつ確実に機能する体制を確保するため、防災活動拠点等の強化が必要である。

### ○ 目指す姿

- ・ 行政自らが被災した場合においても、災害対策本部等が迅速かつ確実に機能する体制を確保する。
- ・ 防災拠点となる公共施設の耐震化が図られている。
- ・ 災害対策本部となる庁舎に非常用電源設備が設置されている。
- ・ 幹線道路の未接続箇所の整備、道路網の多重化による防災活動拠点等へのアクセス強化を行う。
- ・ 現道の拡幅やバイパス整備による高速道路等へのアクセス強化を行う。

### ○ 平成29～令和6年度の取組

- ・ 災害対策本部が設置される県庁舎について、大規模災害時の長期停電などにも対応できるように非常用都市ガス発電機を危機管理防災センター内に整備した。
- ・ 埼玉県業務継続計画の実効性を確保するため、部局ごとに図上訓練を実施するとともに、災害時の職員参集状況等の迅速な把握に向けた訓練を実施した。
- ・ 市町村の業務継続計画策定が進むように働きかけを行い、平成30年度までに全市町村で策定された。
- ・ 庁舎等の防災活動拠点等の耐震化が促進されるよう、交付金や起債等の活用について助言するなど、市町村に働きかけた。
- ・ 県・市町村庁舎における非常用電源設置率は、令和4年度は95.3%、令和5年度は98.4%、令和6年度98.4%である。
- ・ 耐震化されていない防災拠点となる県有建築物については、耐震改修工事を実施し、令和3年度末で耐震化率100%となった。
- ・ 飯能寄居線、練馬所沢線、国道125号栗橋大利根バイパス、幸手境線、久喜騎西線、日高川島線を供用開始した。令和5年度は、国道254号和光富士見バイパスの部分供用や国道407号鶴ヶ島日高バイパスの供用を行い、防災活動拠点等へのアクセス性向上に寄与した。また、国道140号大滝トンネル、国道254号和

光富士見バイパスなどの整備を推進し、円滑な交通の確保と災害時の支援ルートの多重化、インターチェンジへのアクセス性向上に取り組んだ。令和6年度は（都）越谷吉川線の4車線化により、災害時における道路の通行確保に寄与した。また、国道140号大滝トンネルや国道254号和光富士見バイパスなどの整備を推進し、災害時の支援ルートの多重化やインターチェンジへのアクセス性向上に取り組んだ。

○ 関連指標

- ・ 防災拠点となる公共施設（県及び市町村）の耐震化率

策定時 (H26年度末)	最新値 (R6年度)	目標値 (R8年度末)
91.9%	98.0%	100%

(埼玉県5か年計画)

○ 評価

上述の取組及び指標から、目指す姿の達成に向けて順調に進んでいるものと評価している。

なぜなら、庁内の全部局において、業務継続計画に基づく図上訓練等を実施し、県業務継続計画の実効性の確保に努めたためである。また、県管理道路の整備延長については、令和8年度末までに1749.4kmを目指しており、目標達成のために年度ごとの目標値を掲げている。令和6年度末時点では、年度目標値1717.2kmを上回る1720.2kmを達成している状況であり、今後も計画的に進めるため、最終的に目標を達成できる見込みであるからである。